

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成29年12月6日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700062号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1700009号

第1 結論

昭和36年4月から昭和37年3月までの請求期間及び昭和53年4月から昭和55年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年4月から昭和37年3月まで
② 昭和53年4月から昭和55年3月まで

昭和37年10月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、昭和38年1月頃に請求期間①の国民年金保険料1,200円をB社会保険事務所(当時)から送付された納付書により、A市内の金融機関で一括納付し、請求期間②の保険料を定期的に納付していたはずなのに、年金記録では、請求期間①は保険料の未納、請求期間②は保険料の申請免除となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和37年10月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同手帳記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金被保険者台帳(以下「台帳」という。)の記録により、A市において、昭和37年10月頃に払い出されたものと推認されることから、国民年金の加入手続は、昭和37年10月頃に行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期が一致する。

また、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付したとする昭和38年1月時点において、請求期間①の保険料は過年度納付することが可能であったところ、請求者が一括納付したとする金額は、請求期間①の保険料額と一致している上、オンライン記録によると、請求者の請求期間①直後の保険料は納付済となっていることを踏まえると、請求者が12か月と短期間である請求期間①の保険料を納付したと考えても不自然ではない。

さらに、請求者の名前及び生年月日は、台帳及び請求者が所持する国民年金手帳により、昭和37年10月以降、長期間誤ったままの状態となっていたことが確認できる上、台帳によると、請求期間②の保険料は納付済となっており、日本年金機構は、請求期間②の台帳における進達欄の免除は誤って表示されたものと推測される旨の回答をしていることから、請求者の請求期間①及び②に係る行政機関の記録管理が適切ではなかった状況がうかがわれる。

そのほかの事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700019号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700021号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和43年3月1日から昭和48年7月30日まで

昭和36年2月から昭和48年7月30日までの期間、A事業所の本社事務所に勤務し、財務諸表の作成等の経理事務に従事していた。同事業所の本社事務所は、入社当初はB館内にあり、その後は、新築したCビル内に移転している。

年金記録では、昭和36年2月13日から昭和40年8月4日までの期間は、A事業所の事業主が代表になっていたD組合及びE協会において厚生年金保険に加入した記録となっているが、その後の期間については、同保険の加入記録がなかったため、総務省年金記録確認F地方第三者委員会に申立てを行ったところ、昭和40年8月4日から昭和43年3月1日までの期間について記録が訂正された。

A事業所からは、請求期間について同事業所に勤務し、社会保険に加入していたとする証明書が交付されているので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A事業所が平成20年12月4日付けで作成した社会保険加入期間証明書を提出しているところ、同証明書において、請求者の資格取得年月日は昭和40年8月、資格喪失年月日は昭和48年7月と記載されている。

しかしながら、当該事業所は、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる資料はないと回答している上、上記証明書については、作成に当たって、請求者を知っているという元従業員に確認したものの、A事業所に勤務していたか、E協会に勤務していたかは不明ということであったが、請求者から何度も依頼を受け、記載内容についても請求者に要請されるまま作成した旨を回答している。

また、請求者は、請求期間当時に、当該事業所の本社事務所で一緒に勤務していた者について、当時の事業主及び同人の子のほか、上司に当たる二人の合計4人の男性の名前を挙げているものの、当該4人はいずれも死亡している。さらに、請求者は、請求者のほかに一人又は二人の女性事務員が入れ替わりで勤務していたとして、請求者が記憶する同僚の女性3人を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票(以下「被保険者原票」という。)及びオンライン記録によると、当該3人のうち2人については、請求期間前に当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる上、残る一人に

については、請求者は当時の姓のみを記憶しているところ、請求者が当該事業所に勤務していたと主張している期間において、請求者が記憶する姓の女性が被保険者であった記録はない。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票及びオンライン記録により、請求期間に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる女性のうち、生存及び所在が確認できた 20 人に照会を行い、14 人から回答を得たところ、このうち 4 人は、当該事業所の本社事務所に勤務していたと回答している。しかしながら、当該 4 人のうち、複数の同僚から当時の給与事務及び社会保険事務の担当者として名前を挙げられており、昭和 41 年 8 月 1 日から昭和 45 年 3 月 28 日までの期間について厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる者は、「請求者と一緒に A 事業所の本社事務所で勤務していた。私は昭和 45 年 3 月に退職したが、請求者は私よりも 1 年から 2 年くらい前に退職している。」と陳述している上、請求期間である昭和 43 年 3 月 1 日以後に厚生年金保険の被保険者資格を取得している他の 3 人は、いずれも請求者を記憶していない。

その上、請求者は、当該事業所を退職した時期について、「私が取得した F 市 a（当時）の土地に最初の建物を建てた後、3 年から 4 年くらいで A 事業所を退職した。退職後も度々同事業所の本社を訪れていたが、私が退職した後 3 年から 4 年くらいで、同事業所の本社が F 市 b（昭和 40 年 3 月までは F 市 c）にあった C ビルから F 市 d に移転した。」と陳述しているところ、請求者から提出された土地及び建物に係る登記簿謄本によると、請求者が所有する F 市 a の土地に、同じく請求者が所有する建物が昭和 38 年 9 月 30 日に新築されていることが確認できる上、当該事業所から提供された商業登記簿謄本により、当該事業所の本店所在地は、昭和 46 年 8 月 25 日に F 市 b から F 市 d に移転していることが確認でき、上記請求者の陳述内容からは、請求者が請求期間に当該事業所に勤務していなかった状況がうかがわれる。

このほか、請求者の請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700064号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700022号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年2月17日から平成13年2月1日まで

平成12年2月17日から平成13年1月末日までA事業所に勤務し、トラック運転手として主に海上コンテナの運搬業務に従事したが、年金記録によると、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない。正社員として勤務しており、当然、厚生年金保険に加入していたと考えられるので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者であったと記録し、将来の年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

金融機関から提供された請求期間当時の給与振込口座に係る預金取引明細表(流動性)及び複数の同僚の陳述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、請求者は、請求期間中に、A事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該事業所は、「請求期間当時の資料はない。以前は、採用当初に試用期間があったほか、アルバイトとして採用した運転手、社会保険や雇用保険への加入を希望しない者、会社が届出を行うために必要な年金手帳等の書類を提出しないなどの事情がある者については、それらの保険に加入させていなかった。加入させていない者から保険料は控除していない。」と回答している上、請求者の当該事業所における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

また、請求期間当時、当該事業所の取締役であり配車を担当していた者は、「請求期間当時、採用当初に試用期間があり、社会保険の加入は、従業員の様子を見て会社が判断していた。また、社会保険や雇用保険に加入することを希望しない者や、採用条件によって社会保険に加入させていない者もいた。」と回答している。

さらに、請求者が、請求期間当時の同僚として名前を挙げた二人に照会を行ったものの、いずれも協力が得られないことから、オンライン記録により、請求期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた15人に照会し、7人から回答が得られたところ、このうち複数の者は、自身が入社した当初に試用期間があり、厚生年金保険に加入していなかったことや、厚生年金保険に加入していない同僚がいたことを回答している。

これらの状況を踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、採用した従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、上述の回答が得られたいずれの者からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。